10　入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるもの（以下「ドメイン名電気通信役務」という。）を提供する電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業の届出をしなければならないこととするとともに、当該電気通信設備の管理規程を定めなければならないこと等とすることとした。

11　ドメイン名電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるものとして総務省令で定めるものを提供する電気通信事業者は、その会計を整理し、その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならないこと等とすることとした。

12　その他規定の整備をすることとした。

二　電波法の一部改正関係（第二条関係）

1　本邦に入国する者が、電波法第三章に定める技術基準に適合する無線設備を持ち込み、これを使用して総務省令で定める無線局を開設しようとする場合には、同法第四条第一項第三号の規定の適用について、当該無線設備を一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすこととした。

2　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画に電気通信事業の登録に関する事項を記載させ、当該計画の認定の要件とするとともに、当該登録が取り消された場合等の当該認定の取消しに関する規定を設けることとした。

3　電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等に係る電気通信事業の登録が取り消された場合等の免許等の取消しに関する規定を設けることとした。

4　無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、無線通信の秩序の維持に資するための努力義務を設けるとともに、基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する総務大臣の勧告の要件を改めるほか、当該勧告に従わずその旨を公表された後も措置を講じない者に対する命令の規定を設けることとした。

5　第一号包括免許人が、総務大臣の許可を受けて、電波法第一〇三条の五第一項の許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を運用することができることとした。

6　その他規定の整備をすることとした。

三　放送法の一部改正関係（第三条関係）

1　有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、書面を作成し、これを国内受信者に交付しなければならないこと等とすることとした。

2　料金その他の提供条件及び利用状況を勘案して国内受信者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定する有料放送の役務の提供に関する契約を締結した国内受信者は、1の書面を受領した日等から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除を行うことができること等とすることとした。

3　有料放送事業者又は媒介等業務受託者は、国内受信者に対し、有料放送の役務の提供に関する契約に関する事項であって、国内受信者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないこととするとともに、有料放送の役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこととした。

4　有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三八号）（法務省）

刑法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第四九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二七年六月一日とすることとした。

◇災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（内閣府本府）

1　中央防災会議の委員の定数を改めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十五号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、九二一人」を「一、九五三人」に改める。

第二条中「二万千九百九十人」を「二万千九百五十四人」に改める。

附　則

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十六号

電気通信事業法等の一部を改正する法律

（電気通信事業法の一部改正）

第一条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「の開始」を削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第十二条の二　第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

一　第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。